

ご存知ですか？

平成29年10月「協働の指針」を改訂しました。

市民・行政が協力・連携しながらまちづくりを推進するために、平成19年4月に「協働の指針」を策定しました。この指針の策定からおおよそ10年が経過しており、市民ニーズの多様化やさらなる高齢化等社会の変化により個人の環境や意識が大きく変化してきています。このような、常に変化し続ける地域の課題や市民ニーズに対応するために、市民・市民活動団体や企業、行政など、様々な協働の担い手が連携を図ることで、地域課題を解決しより住みやすくてつながりのあるまちをつくっていきます。

協働ってなあに？

地域の課題に行政と市民・市民活動団体みんなで一緒に取り組み、住みやすくてつながりのあるまちづくりを目指します。

協働とは、市民活動団体等と行政が、互いの特性を認め合い、心を通わせながら、共通の目標に向かって知恵と力を出し合う手法のことです。

そうすることにより、それぞれが独自で行うよりも、より高い成果を上げられることをいいます。

東久留米市でもさまざまな形で協働事業が行われています。

平成28年度の事業を一部紹介します。

自治会長と
市長との
はな
しあい

自治会が日頃から抱える地域の問題を提起し、解決・または解決の糸口を探すきっかけを目的としている。自治会連合会と連携して地域の課題を解決するために、各所への調整や会の運営など連合会・行政それぞれが役割を担っている。

日本語教室
開催事業

市内外在住外国人に日本語学習の機会を提供することを目的としている。市民活動団体と日本語教室運営について「協定書」を交わし、行政は場所の提供、市民活動団体は教室運営を担っている。

くらしフェスタ
くるめ(東久留米
市消費生活展)

地域で活動する消費者団体や関連する団体の啓発活動の発表をとおして、消費者意識の高揚と消費生活の向上を図ることを目的としている。
実行委員会形式で担当課と協力体制を構築して運営をしている。

多摩六都サー
キット講座事
業

多摩六都(小平市・西東京市・東村山市・清瀬市・東久留米市)で連携し、多文化共生の推進や理解・啓発を目的に、各市持ち回りで講座を開催している。行政だけでなく各市内の国際交流団体と一緒に協力しそれぞれの役割を担っている。

その他、各部署で様々な協働事業が行われています。

協働するということは…

地域の課題は多種多様で、地域ごとの特性があります。また、課題に向けて取り組む人や団体にも、それぞれの特性があります。協働に適した事業では、双方の良さを生かし、効果的・効率的に実施することを踏まえて取り組み、それぞれの地域に合った課題解決や市民サービスの質と量が向上していくことにつながっていくと考えます。

協働のまちづくりを推進します

協働のまちづくりを推進していくため、市民活動団体等・行政双方向での意識啓発、協働のまちづくりのための情報提供・収集、協働事業を進めていく上での協定、市民活動への支援措置、協働事業の評価などに取り組んでいくこととします。

1. 市民意識の啓発

市民一人ひとりの自発的な関わりを促し、尊重し、そして、「自分はまちづくりの担い手である」という意識を高める場や仕組みづくりをしていきます。

2. 職員意識の改革、理解促進

市民活動団体等と行政との協力・連携の上に成り立つという意識を常に持つことが大切で、協働のまちづくりに関する正しい認識と、一市民としてもまちづくりに参画しようとする意識の下で、コミュニケーション力やコーディネート力を向上させるための職員研修を行います。

3. 協働のまちづくりを進めるための情報提供・収集

市民活動団体等と行政が、多くのネットワークでつながりを持ち、地域の特色や課題を共有し、多くの人々がコミュニケーションを深められるよう努めます。

4. 協働に関する協定

書面により役割と責任の領域を明らかにし、対等な関係で公益の実現を志向する協働事業が市民の評価を受け、さらに改善されていく過程を記録しておくことにもなります。

5. 市民活動団体等への支援

市民活動団体等の縦割りの現状を超え、人材交流のきっかけをつくり、地域課題の解決に向けて、地域の市民活動団体等が協働して取り組む事業を支援していきます。

6. 地域の暮らしや生活を豊かにする為の協議体の形成

地域の生活や暮らしを豊かにするため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織を形成し、従来の自治・相互扶助活動から一步踏み出した取組を実践していくことが、今後重要になってきます。地域の住民の方々と、自治会といった地縁型の組織、特定のテーマについて活動を行っている目的型の組織とを結び付け、これをチームとすることにより、地域で解決すべき課題の需要の増加と解決のためのサービスを提供する機能の低下の隙間を埋めることが期待されます。

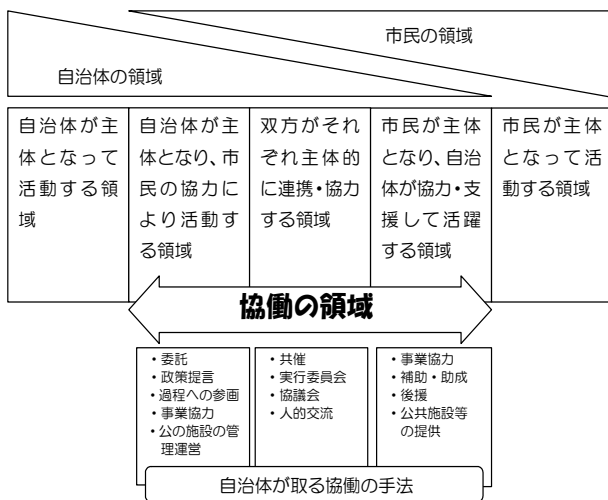
7. 協働事業の評価・検証

市民活動団体等と行政の協働は、時間をかけた経験の積み上げが必要です。協働事業は実施後に、想定した事業の目標や成果が達成されたか、費用に見合った成果を達成できたか、などの視点で客観的な検証を行います。

協働事業を進めるために

●●● 適した領域 ●●●

協働の領域として、公共的なサービスの提供には、市民が主体的に担うもの、行政が主体的に担うもの、市民と行政が協力して担うものがあります。協働の場面は様々な段階があり、行政の関与の仕方や程度も多様となります。



●●● 7つの視点 ●●●

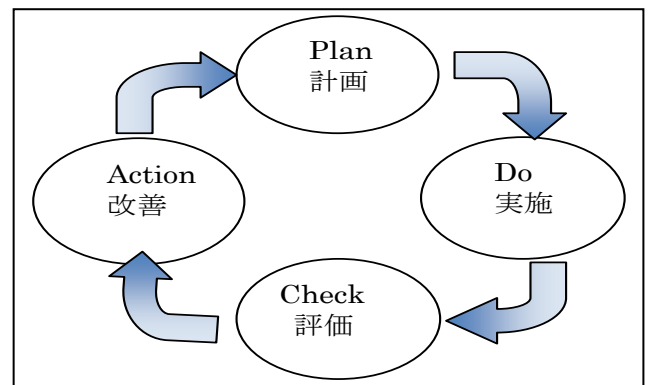
実際に協働事業を進めるにあたっては、以下の7つの視点を基本に据え、市民活動団体等と行政が地域の実態や課題を共有し、協働による成果をともに期待しながら、課題解決に向かっていくことになります。

- (1) 目的共有の原則
- (2) 対等の原則
- (3) 相互認識・理解の原則
- (4) 自主性尊重の原則
- (5) 情報公開の原則
- (6) 自立の原則
- (7) 時限性の原則

●●● 協働事業の進め方 ●●●

協働事業では、事業成果を把握するための振り返り（評価）を行います。振り返りには、事業内容や成果そのものの他に、協働の手法についても振り返ります。

双方で振り返りを行い、意見交換をすることで、お互いの意見を今後の事業に反映していくことは、行政にとってより効果的で質の高い市民サービスの実施へ、市民活動団体等にとっては今後の活動の発展へとつながっていきます。



協働の原則を念頭に置いて上のプロセスを参考に進めていくようにする。

●●● 協働の形態 ●●●

事業実施の相乗効果が最も見込まれるのはどの形態なのかをケースごとに検討し、見極めた上で選択していきます。

主な協働の形態としては、(1)～(7)が想定されます。

- (1) 委託・請負
- (2) 助成・補助
- (3) 共催・後援
- (4) 人的交流
- (5) 公共施設等の提供
- (6) 公の施設の管理運営
- (7) 政策提言